

「心地よさ」が感じられるまちへ

うるおい・
景観



環境



住宅・
住生活



上下水道



道路・交通



うるおい・景観

現況

本市のまちの構造に「緑のみち」として位置づけられる草津川跡地は、広大な空間の多くが未利用の状況にあり、その活用のための検討を進めています。

課題

草津川跡地について、市民ニーズの多様性を踏まえた、より有効な空間活用ができるよう計画し、事業化していく必要があります。

現況

市域の広範囲で開発事業による宅地化が進んでいますが、市民がやすらぎと憩いを得られる場所が不足しています。

課題

総合公園から街区公園まで、利用目的に応じた公園の整備が求められるとともに、まちなみに緑を増していくことが求められています。

現況

良好な景観は、各地域の歴史文化や風土、人々の営みなどの影響を受けながら、長い時間をかけて形づくられてきた、かけがえのない市民共通の資産です。

課題

市内各地の特性に応じた、良好な景観の保全と活用や、新たな景観の創出に取り組み、次代を担う子どもたちに良好な景観を引き継いでいく必要があります。

基本方針

重点方針

草津川跡地の空間整備

草津川跡地を市民の憩いの場や活動の場などとして活用できるよう、多様な市民ニーズを踏まえた空間整備を図ります。

やすらぎ・憩いの環境づくり

公園・緑地の整備充実を図るとともに、まちなみ緑化や水辺空間の整備・活用を図って、まちに“うるおい”をつくります。

良好な景観の保全と創出

自然景観および歴史景観の保全と活用や、質の高い都市景観の創出に取り組むとともに、市民や事業者とともに、地域性豊かな景観まちづくりを推進します。

■この分野の計画

- ・第2次草津市緑の基本計画（平成22年度～平成32年度/公園緑地課）
- ・草津市景観形成基本計画（平成元年度～/景観課）
- ・草津市景観計画（平成24年度～/景観課）
- ・草津川跡地利用基本構想（平成23年度～/草津川跡地整備課）
- ・草津川跡地利用基本計画（平成24年度～/草津川跡地整備課）



施 策

概 要

①草津川跡地の整備

草津川跡地について、質の高い「緑空間」といった市民の憩いの場、災害時避難の場などとしての活用を図るため、市民ニーズを踏まえながら整備を進めます。

①公園・緑地の整備

緑の基本計画に基づき、緑化重点地区と都市公園の整備を進めるとともに、子どもの居場所の適切な整備を行います。

②まちなみ緑化の推進

それぞれの住宅などの緑化や、ガーデニングによる市民参加の公共空間緑化を促進するとともに、緑化フェア等を通じたまちなみ緑化の普及啓発を行います。

③水辺空間の活用

恵まれた水辺環境を、まちと市民生活のうらおい資源・親水空間として整備し生かします。

①自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成

琵琶湖や田園などの広がりのある自然や、宿場町の佇まいが残る旧街道の歴史的なまちなみなどの良好な景観を保全・活用するとともに、うらおい豊かで心地よさが感じられる市街地景観の形成を図り、良好な景観形成を推進します。



私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

草津川跡地の空間整備



草津川跡地の活用のための空間整備が進んでいる！

やすらぎ・憩いの環境づくり



市民が利用できる公園・緑地が増える！

良好な景観の保全と創出

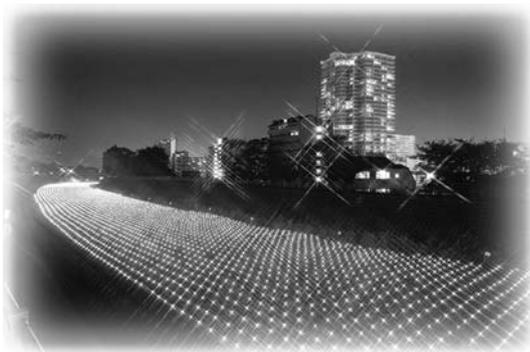


誰もが快適で心地よいと感じる場所が増える！

指標	整備進捗率 (整備面積/計画面積) (%)					公園・緑地面積 (ha)					市内および居住地周辺の景観に好感が持てると感じる市民の割合 (%)				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	0	10.0	20.0	40.0	40.0	67.8	70.6	73.3	76.1	78.8	26.3	27.7	29.2	31.7	33.2
	担当課		草津川跡地整備課			担当課		公園緑地課			担当課		景観課		

行動の指針

行政	市民・地域	事業者等
<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民ニーズを踏まえた空間整備のあり方を検討します。 ○空間整備の方針の決定を受けて、諸事業を進めます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民との協働により、草津川跡地を計画的に整備します。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園・緑地の活用のあり方を再検討し、市民ニーズに応える公園・緑地の整備を推進します。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民との協働により、公園・緑地を計画的に整備します。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域特性に応じた景観づくりを進めます。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観形成重点地区などの制度活用を促進し、市民等の主体的な景観づくり活動を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の立場で草津川跡地整備に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の立場で公園整備に参加します。 ○公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の景観づくりの主体となって、地域に応じた景観づくり活動に取り組みます。
<p>(企業・大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○草津川跡地整備のあり方について研究、実践を行います。 	<p>(企業・大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園整備、管理のあり方について研究、実践を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動等が地域の景観に影響を与えることを認識し、地域の景観づくりへの貢献に努めます。





この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
草津川跡地の空間整備	①草津川跡地の整備	草津川跡地整備事業	草津川跡地整備課
	やすらぎ・憩いの環境づくり	①公園・緑地の整備	ロクハ公園整備事業
ロクハ公園運営事業			公園緑地課
児童公園等維持管理事業			公園緑地課
やすらぎ・憩いの環境づくり	②まちなみ緑化の推進	ガーデニング推進事業	公園緑地課
		花街道推進事業	公園緑地課
		緑化推進事業	公園緑地課
		③水辺空間の活用	平湖・柳平湖公園整備事業
良好な景観の保全と創出	①自然的・歴史的景観の保全と活用、都市景観の形成	狼川河川公園整備事業	公園緑地課
		景観を生かしたまちづくり推進事業	景観課
		屋外広告物管理事務	景観課

INFORMATION
景観

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
草津川跡地の空間整備	25	草津川跡地整備（中心市街地部分）
	29	草津川跡地整備の具体化
	59	草津川跡地の災害時の活用推進
	63	花と緑の拠点（草津川跡地等）整備
やすらぎ・憩いの環境づくり	14	子どもの居場所（児童公園等）づくり
	62	「ガーデンシティ草津」の推進
	64	都市公園（ロクハ公園等）の整備推進
	65	平湖・柳平湖、狼川河川公園の整備
良好な景観の保全と創出	26	景観まちづくりの推進
	33	ふるさと草津の心を育む景観づくり

環境

基本方針

現況

生態系に配慮した環境保全と環境負荷低減のため、事業所等への指導・啓発や環境汚染等の調査を継続して公害規制基準の順守と公害リスクの管理を行っています。

課題

自然環境の保全と住環境充実のために環境に配慮した取り組みが求められている中、住工混在地域での騒音・振動、悪臭等、生活に身近な環境公害が増加しつつあります。

良好な環境の保全と創出

自然環境にふれあう機会の充実と、事業所等への適切な指導により環境汚染・公害への防止に努め、自然との共生を進めます。

現況

温暖化防止条例(「愛する地球のために約束する草津市条例」)の施行を受け、草津市地球冷やしたいプロジェクトに基づく諸施策を実施しています。

課題

低炭素社会※の実現をめざし、市民・団体・事業者への周知・広報に努めるとともに、省エネルギー、新エネルギー利用の促進を図ります。

低炭素社会への転換

様々な主体が参画するプラットフォーム(基盤組織)「草津市地球冷やしたい推進協議会」の活動、また、省エネルギーと新エネルギー利用の促進を図るなど、低炭素社会への転換に向けた取り組みを推進します。

現況

イベント等を通じ、ごみの減量・資源化の推進や環境美化の推進を図るとともに、廃棄物の適正処理を行っています。

課題

資源の有効活用について啓発等を積極的に行い、資源化をさらに推進していく必要があります。

資源循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制・資源化の推進、適正処理など、資源循環型社会の構築に向けた取り組みを進めます。

■この分野の計画

- ・ 第2次草津市環境基本計画(平成23年度～平成32年度/環境課)
- ・ 草津市地球冷やしたいプロジェクト(平成25年度～平成28年度/環境課)
- ・ 草津市の自然と人との共生をすすめる施策の推進計画(平成21年度～/環境課)
- ・ 草津市生活排水対策推進計画(平成23年度～/環境課)
- ・ 草津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成22年度～平成33年度/ごみ減量推進課)



施 策	概 要
①自然環境の保全	「草津市の自然と人との共生をすすめる施策の推進計画」に基づき、緑再生プロジェクト、生き物調査プロジェクトなどを市民・団体・事業所などとともに進めます。
②環境学習の内容充実	環境学習等に関わる様々な活動情報を提供・発信できる場づくりや、環境学習に取り組む人・団体などの活動支援を図ります。
③環境汚染、環境負荷対策の促進	大気や琵琶湖・河川水質等に係る環境調査を継続的に実施するとともに環境負荷の低減のため事業所等の適切な指導に努めます。
①様々な主体が参画するプラットフォームの構築	様々な主体が参画する「草津市地球冷やしたい推進協議会」のネットワークを拡充させ、低炭素社会への転換に向けた取り組みを推進します。
②省エネルギーと新エネルギー利用の推進	省エネルギーに配慮した生活・事業活動を促進するとともに、新エネルギーの利用促進を図ります。
①廃棄物の発生抑制・資源化の推進	ごみ収集方法を見直すなど、ごみの減量・資源化を推進します。
②廃棄物の適正処理	処理方法に適した分別方式や、ごみ量に応じた収集体制を整備するとともに、各種施設を計画的に整備し、ごみを適正に処理します。
③環境美化の推進	ごみの不法投棄防止のため、定期的なパトロールを実施するほか、市民・事業者・行政等が協力し、環境美化に努めます。

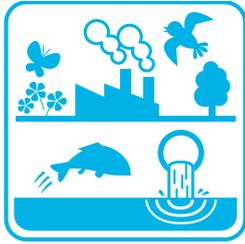
環
境

※低炭素社会：二酸化炭素の最終的な排出が少ない産業・生活システムによる社会のこと。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

良好な環境の保全と創出



環境基準が常に達成されている！

低炭素社会への転換



低炭素社会づくりに取り組む市民・事業者等の活動が活発である！

資源循環型社会の構築



分別の徹底により、資源化量が増える！

指標	環境管理基準（BOD※）の達成状況 （達成回数／測定回数）					草津市地球冷やしたい 推進協議会の会員数（者）					ごみの資源化率（%）				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	16/18	24/24	24/24	24/24	24/24	64	72	74	76	78	19.8	22.7	22.8	23.0	23.2
	担当課		環境課			担当課		環境課			担当課		ごみ減量推進課		
行動の指針	（施策展開において） ○市内の自然環境の状況を把握し、自然環境保全のための取り組みを進めます。 ○環境リスク対策についての情報提供や事業所の監視を強化し、環境管理基準の達成状況の定期的な調査も継続します。 （協働の視点） ○自然環境を守る活動に関係する、市民、事業者、団体等の交流の機会をつくり環境保全への関心を高めます。					（施策展開において） ○市民、事業者等の自主的な取り組みを進めるための重点アクション等の仕組みづくりおよび啓発を行います。 （協働の視点） ○様々な主体が参画するプラットフォームの充実を図ります。					（施策展開において） ○関連施設や収集体制の計画的な整備を行い、廃棄物の適正処理体制を安定的に確保します。 ○ごみの不法投棄対策のため、定期的なパトロールを行います。 （協働の視点） ○ごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組めるよう啓発活動や各種事業の充実を図ります。 ○散在性ごみ等の発生抑制や回収活動を市民とともにを行います。				
	○自然環境保全に関わる活動に参加します。 ○生活型公害対策に自ら取り組みます。					○低炭素社会への転換を図るため、身近なことから取り組みを進めます。					○ごみの減量・リサイクル活動に取り組むとともに、各種啓発事業にも積極的に参加します。 ○ごみの出し方のルールを守り、分別の徹底に協力します。 ○不法投棄をはじめ、散在性ごみの発生抑制や回収活動を行い、地域の環境美化に取り組めます。				
	○生物多様性に配慮した敷地内緑化や地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。 ○自ら率先して公害対策に取り組みます。					○自主的に省エネ対策、新エネ利用を推進します。					○市の行うごみ減量化等の取り組みや地域の活動に積極的に協力します。 ○資源循環型社会を担う役割と社会的責任を認識し、ごみの減量・資源化を実践します。				

※BOD：生物化学的酸素要求量。水質指標のひとつ。水中の有機物等の量を、その酸化分解に微生物が必要とする酸素の量で表したものだ。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
良好な環境の保全と創出	①自然環境の保全	自然環境保護事業	環境課
		自然環境保全啓発推進事業	環境課
	②環境学習の内容充実	環境学習推進事業	環境課
	③環境汚染、環境負荷対策の促進	環境調査事業	環境課
		事業所等指導事業	環境課
低炭素社会への転換	①様々な主体が参画するプラットフォームの構築	地域協議会運営事業	環境課
	②省エネルギーと新エネルギー利用の推進	エネルギー対策事業	環境課
資源循環型社会の構築	①廃棄物の発生抑制・資源化の推進	資源回収促進補助事業	ごみ減量推進課
		ごみ問題を考える草津市民会議活動補助事業	ごみ減量推進課
		資源ごみ収集運搬事業	ごみ減量推進課
	②廃棄物の適正処理	ごみ収集運搬事業	ごみ減量推進課
		焼却ごみ処理事業	クリーンセンター
		廃棄物処理施設整備事業	廃棄物処理施設建設準備室
③環境美化の推進	不法投棄対策事業	ごみ減量推進課	

環境

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
低炭素社会への転換	66	スマートエコシティの推進
	67	エネルギー・エコ助成
資源循環型社会の構築	68	クリーンセンター改築事業
	69	ごみの減量、リサイクルの推進

住宅・住生活

現況

“まちなか”では、計画的な市街地整備が進む一方で木造住宅の密集した地区もあり、防災面も含めて、複合的な課題が残された居住環境となっています。

課題

“まちなか”を暮らす人にとって、より魅力的な場所とするため、適切な都市基盤整備と商業機能等の生活機能の集積を進めていく必要があります。

現況

昭和40年代から本格化した住宅開発は、大学の展開もあいまって、さらに大きく広がり、JR駅周辺など“まちなか”の市街地整備も進んでいます。

課題

成熟の段階を迎えた既成市街地の良好な環境を守るとともに、ゆとりとるおいある市街地整備・住宅開発を誘導していく必要があります。

基本方針

重点方針

“まちなか”の魅力向上

本市の“まちなか”が全国的に進む人口減少の中でも暮らしやすく、魅力的な場所としてあり続けるため、JR駅周辺の市街地整備をはじめ、総合的な視点から都市としての質的向上を進め、住む人が誇りを持てる都市環境づくりを進めます。

住まいと住生活の魅力向上

住まいと住生活の安心や魅力を高めるため、良質な住宅資産・良好な市街地の形成を誘導します。

■この分野の計画

- ・草津市建築物安全安心実施計画（平成22年度～/建築課）
- ・草津市既存建築物耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度/建築課）
- ・草津市住宅マスタープラン（平成24年度～平成33年度/住宅課）
- ・草津市市営住宅長寿命化計画（平成24年度～平成33年度/住宅課）
- ・草津市都市計画マスタープラン（平成18年度～平成32年度/都市計画課）
- ・草津駅東地域市街地総合再生計画（平成10年度～/都市計画課）



施 策

概 要

① 中心市街地の基盤整備

活性化まちづくりを前提として、“うるおい”ある市街地の整備と低未利用地等の活用、公共公益機能、都市福利機能、商業機能等のよりいっそうの集積を進め、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

① 良質な住宅資産の形成

秩序ある住宅開発の誘導や、公営住宅の計画的な建替・改修、諸制度を活用した快適な住生活づくりなど、市民・民間事業者と連携のもとで市域の住宅資産の質の向上を図ります。

② 市街地の整備と土地利用の適切な誘導

都市機能の再構築と密集市街地の改善など市街地の整備を進めるとともに、土地の高度利用を含め、適切な土地利用の誘導を図ります。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

“まちなか”の 魅力向上



“まちなか”に人がつどい、
ゆっくり楽しんでいる！

住まいと住生活の 魅力向上



誰もが住みたい・住み続けたいと
感じる、魅力と安心がある！

指標	“まちなか”に魅力があると 感じる市民の割合 (%)					良好な居住環境が形成されて いると感じる市民の割合 (%)				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	18.0	19.0	22.0	24.0	28.0	54.9	57.0	58.0	59.0	60.0
	担当課		まちなか再生課			担当課		住宅課		

行動の指針

行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ “まちなか”の魅力を高めて市全体の「元気」をつくる視点を重視し、市街地の整備と土地利用の適切な誘導を図ります。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地元関係者も含めた中で、将来の“まちなか”のビジョンを共有します。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゆとりとうるおいがあり、環境に配慮したライフスタイルを実現できるよう、市街地整備・住宅開発を誘導・指導します。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民が安心して暮らせるように、住居等に関する情報の発信を進めます。
市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○ “まちなか”の魅力をつくる主役となって、考え、行動します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の特性に応じた、ゆとりとうるおいのある良質な住宅・住環境をつくり、守り、育てます。
事業者等	<p>(商店街等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者間の連携も強めながら、市民・地域と一体となった取り組みの展開を図ります。 	<p>(開発事業者・建設事業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地整備・住宅開発において、ゆとりとうるおいづくり、環境への配慮に努めます。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
“まちなか”の魅力向上	①中心市街地の基盤整備	中心市街地活性化推進事業	まちなか再生課
	住まいと住生活の魅力向上	①良質な住宅資産の形成	建築物等確認事務 市営住宅運営事業
②市街地の整備と土地利用の適切な誘導		開発審査事務	開発調整課
		土地取引届出勧告事務	都市計画課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
“まちなか”の魅力向上	24	草津駅周辺の西友跡地等の利活用
住まいと住生活の魅力向上	32	開発基準等の条例制定

上下水道

現況

本市の水道は昭和39年から一部給水を開始し、人口急増に対応しながら拡張事業を着実に進め、概ね100%の普及率となっています。

課題

老朽化が進む初期に整備した水道管や浄水場など上水道施設の更新・耐震化を推進し、適切な維持管理を行うことが最大の課題となっています。

現況

快適な暮らしを実現し、琵琶湖を取り巻く水環境を守るために、市民・事業者等がすべて下水道に接続し、適正に管理することが大切です。

課題

未整備地域があとわずかとなった今、下水道施設の普及促進と老朽化した施設の更新・耐震化や機能強化などの適切な維持管理が求められます。

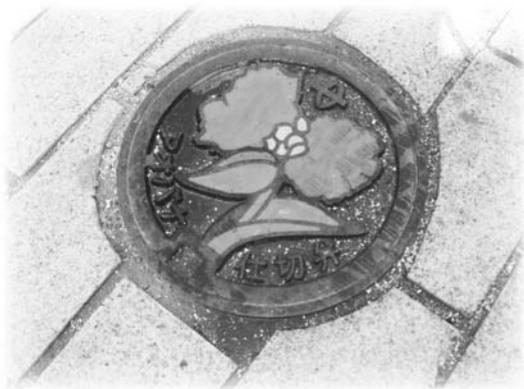
基本方針

水の安定供給

水の安定供給のため、上水道施設の整備更新・耐震化と適切な維持管理を行うとともに、健全な事業経営を行います。

下水道の安定基盤づくり

下水道の安定基盤づくりのため、下水道施設の整備更新・耐震化と適切な維持管理を行うとともに、健全な事業経営を行います。



■この分野の計画

- ・草津市水道ビジョン（平成23年度～平成33年度/上下水道総務課）
- ・草津市水道事業経営計画（平成23年度～平成33年度/上下水道総務課）
- ・水道水質検査計画（浄水課）
- ・草津市公共下水道事業第7期経営計画（前期）（平成24年度～平成25年度/上下水道総務課）
- ・草津市管路整備更新計画（平成24年度～平成33年度/上水道課）
- ・公共下水道長寿命化計画（平成25年度～平成29年度/下水道課）
- ・公共下水道総合地震対策計画（平成25年度～平成29年度/下水道課）
- ・草津市下水道事業地方公営企業法適用基本計画（平成23年度策定・平成26年度適用/上下水道総務課）



施策

概要

① 上水道施設の整備更新・耐震化と維持管理

配水管や導水管、浄水場など、上水道施設の計画的な整備更新と耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行います。

② 上水道事業の健全経営

経営の効率化を図るとともに、適正な料金設定とし、健全な事業経営を行います。

① 下水道施設の整備更新・耐震化と維持管理

下水道施設の計画的な整備更新と耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行います。

② 下水道事業の健全経営

平成26年度より地方公営企業法を適用し、より経営の効率化を図るとともに、適正な料金設定とし、健全な事業経営を行います。



私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

水の安定供給



下水道の安定基盤づくり



エコにも配慮したローコストで安心・快適な生活環境を維持するため、安全な水を、いつでも利用できる！ 下水道がいつでも利用できる！

指標	水の安定供給に対して不満を感じている市民の割合 (%)					汚水の適正処理に対して不満を感じている市民の割合 (%)				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	4.0	3.7	3.4	3.1	2.8	6.0	5.7	5.4	5.1	4.8
	担当課		上下水道総務課			担当課		下水道課		

行動の指針

行政	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○上水道施設の整備や老朽施設の整備更新、耐震化を計画的に進めるとともに、適切な維持管理を行います。 ○水道事業の持続的な運営に向けて、効率的な経営に努め、経営基盤の強化を図ります。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水源の保全やエコライフなどにつながる情報提供等に努めます。 	<p>(施策展開において)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設の整備更新、耐震化を計画的に進めるとともに、適切な維持管理を行います。 ○下水道事業の持続的な運営に向けて効率的な経営に努め、経営基盤の強化を図ります。 <p>(協働の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水道の正しい使い方を啓発し、未接続の建物については、接続を促します。 	
	市民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○水源である琵琶湖の水質を守り、水を大切に生活に努めます。 ○給水装置を適切に管理します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理に負荷をかけないように、油や固形物などを下水道に流さないようにします。 ○宅内の排水設備を定期的に清掃します。
	事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の適切な管理を行うとともに、水源である琵琶湖の水質を守って事業を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○工場などの排水設備を適正に維持管理します。 ○排水の水質を定められた範囲に保ちます。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業		
		名称	担当課	
水の安定供給	①上水道施設の整備更新・耐震化と維持管理	導水管整備更新事業	上水道課	
		配水管更新事業	上水道課	
		浄水場施設整備事業	浄水課	
		給配水管修繕事業	上水道課	
		浄水場維持管理事業	浄水課	
下水道の安定基盤づくり	②上水道事業の健全経営	水道企画経理事務	上下水道総務課	
		①下水道施設の整備更新・耐震化と維持管理	公共下水道整備事業	下水道課
			公共下水道維持管理事業	下水道課
			農業集落排水施設維持管理事業	下水道課
		②下水道事業の健全経営	下水道経営事務	上下水道総務課

上下水道

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
水の安定供給 下水道の安定基盤づくり	52	地震対策の強化（上下水道、防災センターなど）

道路・交通

基本方針

現況

主要幹線道路における交通量の増加と整備の遅れ等によって慢性的な交通渋滞が生じており、生活道路への交通流入量も増加傾向にあります。

課題

主要幹線道路および生活道路、また、歩道・自転車道等の、計画的・体系的な整備が求められています。

快適な道路の整備

広域主要幹線道路から生活道路、歩道・自転車道まで、円滑な移動のための整備を計画的に進めます。

現況

生活道路等における交通量の増加と老朽化に伴い、経年劣化が進んでいる施設が増加傾向にあります。

課題

主要幹線道路および生活道路、また、歩道・自転車道等の、安全で快適な道路空間の構築が求められています。

安全・安心な道路空間の構築

道路交通環境の整備や適切な維持管理を図るなど、道路空間の安全性・快適性を高めます。

現況

公共交通空白地等の解消、移動制約者の生活交通の確保などの課題に対し、「草津市総合交通戦略」で検討を進めます。

課題

市民・来訪者の移動利便性・生活利便性を高めるため、新たな交通ネットワークを推進していく必要があります。

公共交通体系の充実

公共交通空白地・不便地の解消を図るとともに、公共交通機関による市内移動の利便性向上を図ります。

現況

公共公益的な建築物等に対してバリアフリー化を指導していますが、県の条例に強制力がないことから、整備が進まない状況にあります。

課題

今後とも、継続的かつ精力的にバリアフリー化の促進を図り、指導を行うとともに、市内移動の円滑化を進めていく必要があります。

バリアのないまちづくり

市内円滑移動のため、「バリアフリー基本構想」における重点整備地区内での特定事業の推進を図るとともに、サインやインフォメーションの充実に努めます。

■この分野の計画

- ・草津市バリアフリー基本構想（平成22年度～平成26年度/交通政策課）
- ・草津市地域公共交通総合連携計画（平成22年度～平成31年度/交通政策課）
- ・第9次草津市交通安全計画（平成23年度～平成27年度/交通政策課）



施策

概要

① 広域主要幹線道路等の整備促進

滋賀県が作成する「道路アクションプログラム」に位置づけられた路線や平野南笠線整備の早期着手を要望します。

② 幹線道路の整備

市内の円滑移動に資する、都市計画道路（大江霊仙寺線）の整備に努めます。

③ 生活道路の整備

市民生活に身近な、地域間および地域内の市道等の整備に努めます。

④ 歩道・自転車道等の整備

歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に移動できるよう、歩道や自転車道等の整備に努めます。

① 道路空間の整備

「第9次草津市交通安全計画」を踏まえて、交通安全施設等の整備、歩車分離整備などを進めます。

② 道路空間の維持管理

道路パトロール等により市道や駅前広場などの道路空間の適切な維持管理に努めます。

① 公共交通の充実

公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりの実現をめざし、交通政策とまちづくりが一体となる交通ネットワークの推進を図ります。

② 公共交通機関の利便性の向上

JR駅での乗り換えの円滑化や路線バス・コミュニティバスの交通環境の改善に努めます。

① まちのバリアフリー化の促進

段差解消や手すり設置など公共空間等のバリアフリー化を促進するとともに、市内移動円滑化のため、低床車両の導入、わかりやすいサインやインフォメーションを充実させます。

私たちの達成目標と行動の指針

達成目標

快適な道路の整備



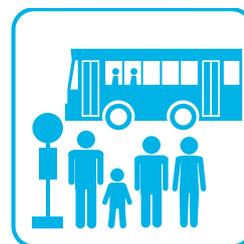
スムーズに通行でき、
草津らしさを感じる
道路景観がある！

安全・安心な 道路空間の構築



安全・安心な
道路空間がある！

公共交通体系の充実



公共交通機関が便利で
市内の移動がしやすい！

行動の指針

指 標	環状道路および主要な都市計画道路等の整備率（整備済延長／整備予定延長）（％）					道路空間の安全性に満足している市民の割合（％）					公共交通機関の利便性に満足している市民の割合（％）				
	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28	H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
	69.0	69.0	69.6	70.6	70.6	28.7	30.0	31.5	33.0	34.5	37.4	38.0	39.0	40.0	41.0
	担当課		道路課			担当課		道路課			担当課		交通政策課		
行 政	（施策展開において） ○環境や景観に配慮した道路整備を推進します。 （協働の視点） ○市民の意見等を反映できる場を提供できるよう努めます。					（施策展開において） ○安全・安心に利用できる道路空間の構築を推進します。 （協働の視点） ○市民の意見等を反映できる場を提供できるよう努めます。					（施策展開において） ○持続可能な公共交通手段の将来像を描くため、「草津市総合交通戦略」を策定します。				
	○市民や地域の意見や要望を集約し、「地域の道づくり」について提案します。					○道路清掃や草刈、駐車駐輪モラルの向上など、道路を守り大切に使うための市民活動の展開を図ります。					○公共交通サービスを積極的に利用します。				
	（企業・大学等） ○産官学連携により、人にやさしく、安全で快適な利便性の高い交通基盤整備等に向けた相互の研究を推進します。					（企業・大学等） ○産官学連携により、人にやさしく、安全で快適な利便性の高い道路空間の整備や維持管理等に向けた相互の研究を推進します。					○「公共交通の活性化」を共通の目標とし、事業者間の連携の強化に努めます。				



バリアのない まちづくり



車いすで“まちなか”を
自由に移動できる！

まちに障壁（バリア）が少ない と思う市民の割合（％）

H. 24	H. 25	H. 26	H. 27	H. 28
20.5	21.0	22.0	23.0	24.0
担当課		交通政策課		

（施策展開において）

○「草津市バリアフリー基本構想」に基づいて重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化を推進します。

○適切な場所への駐輪や不法駐車をしないなど、交通マナーを遵守します。

（建物所有者等）

○建物建設時等において条例を踏まえるとともに、既存建築物についても、条例に適合する改修等に努めます。



この分野の主要な事業

基本方針	施策	主要事業	
		名称	担当課
快適な道路の整備	①広域主要幹線道路等の整備促進	国・県道路整備対策事業	都市計画課
	②幹線道路の整備	大江霊仙寺線整備事業	道路課
	③生活道路の整備	道路新設改良事業	道路課
	④歩道・自転車道等の整備	歩道整備事業	道路課
安全・安心な道路空間の構築	①道路空間の整備	交通安全施設整備事業	道路課
	②道路空間の維持管理	交通安全啓発事業	交通政策課
		放置自転車対策事業	交通政策課
		道路パトロール事業	道路課
道路維持補修事業	道路課		
公共交通体系の充実	①公共交通の充実	公共交通対策事業	交通政策課
	②公共交通機関の利便性の向上	草津駅西口・西口第2自転車駐車場運営事業	交通政策課
		草津駅前地下駐車場運営事業	交通政策課
		草津駅東自転車駐車場運営事業	交通政策課
		南草津駅駐輪・駐車場運営事業	交通政策課
バリアのないまちづくり	①まちのバリアフリー化の促進	バリアフリー基本構想推進事業	交通政策課

この分野に関連するロードマップ事業

関連する基本方針	番号	ロードマップ事業名
快適な道路の整備	27	大江霊仙寺線の整備
	28	山手幹線の整備促進
	31	駅周辺バリアフリー化の推進
	60	交通事故発生件数の削減取り組み
安全・安心な道路空間の構築	5	通学路の路側帯カラー舗装整備
	39	自転車専用レーン等の整備
	60	交通事故発生件数の削減取り組み
公共交通体系の充実	38	まめバスなどの交通網の整備
	40	新交通システムの検討
バリアのないまちづくり	31	駅周辺バリアフリー化の推進